

公立博物館の政策的位置づけと地域社会における役割に関する研究

薄井 伯征
(大潟村干拓博物館)

【要旨】

市町村立博物館の自治体における政策的位置づけと地域社会における役割を考察するため、秋田県内市町村立博物館の設置条例と閉館に至った博物館の常任委員会記録の分析を試みた。その結果、県内の市町村立博物館は、博物館の目的を達成するための事業や職員体制、博物館協議会の設置について条例で明確に定めていない館が多く、行政活動の根拠を明確に住民に示せず、博物館の存在意義の低下につながっていると考えられた。また廃止された博物館は、これまで資料や施設の利活用が十分行われておらず、条例で定める「市民の文化の育成及び向上」に貢献できず、閉館後の収蔵資料の活用についても十分に検討されていなかった。廃止の議論の中では、総合的に博物館や収蔵資料を活用することが求められており、資料の様々な価値を地域住民とともに創出し、地域社会の様々な場面における活用の検討が必要と考えられた。

1. 研究の目的と方法

公立博物館を所管する多くの市町村の財政状況は厳しく、博物館の運営や活動は、予算の確保や職員配置の観点から厳しい局面に立たされている。秋田県内では、その地域独自の価値ある収蔵資料があるものの、十分な展示や普及活動が展開できず、役目を終えたとして閉館に至った博物館もある¹⁾。

これまでの研究において、秋田県内の市町村立博物館は、その自治体の歴史や民俗、産業などの郷土資料を中心としていること、「郷土の発展」「郷土の学習」「地方文化の向上」が主な目的とされ、博物館事業として「資料の収集保存」「調査研究」「展示」を行うことが定められているケースが多いことが示されている²⁾。さらに、秋田県内における博物館を設立した市町村では、その自治体の総合計画において、「文化財の保護と活用」「芸術・文化の振興」「観光の振興」という目標が定められているものの、その目標の達成に博物館があまり期待されていないことが示されている³⁾。すなわち、秋田県内の市町村では、博物館を設立し資料を展示することが主な目的とされ、博物館の活動を通じた存在意義を発揮出来ず、その結果、自治体の総合計画において博物館の位置づけが弱くなっていると推測されている⁴⁾。

一方で、市町村の公立博物館には、基本的にはその地域ならではの資料と情報が集積している。博物館はそれらを生かし、地域的課題の解決や生涯学習の推進など、独自の博物館活動を通じて公共的役割を推進し、多くの地域住民の理解と支援を得ながら、地域社会に貢献しなければならない責務がある。公立博物館が地域住民の負託に応え、活動し、地域に貢献するためには、その自治体の政策的位置づけの観点から博物館活動の分析が必要である。すなわち、その地域において、博物館の使命や役割、博物館の達成目標、そのた

めの独自の博物館活動とその成果、地域社会への貢献などの分析が必要である。しかし、博物館について、自治体における政策的位置づけや地域社会における役割の観点から分析した事例は乏しい。

そこで本研究では、秋田県の市町村立博物館を対象とし、設立自治体の政策的位置づけを明らかにするため、博物館の設置条例の内容を整理し分析を試みる。併せて、閉館に至った公立博物館の廃止条例案に対する議会常任委員会記録を事例として分析し、公立博物館の政策的位置づけと地域社会における役割の観点から考察を行う。なお本稿では、博物館法第2条に規定する「登録博物館」、博物館法第29条に規定する「博物館相当施設」、並びに博物館と同種の事業を行う「博物館類似施設」を博物館として取り扱う。

2. 秋田県内の市町村立博物館

秋田県では、毎年秋田県教育庁から「秋田県の生涯学習・文化財保護－施策の概要－」（以下、「秋田県の生涯学習」という）が刊行されており、各年度4月1日現在の県内の博物館を含めた生涯学習施設の一覧が掲載されている。一方、県内の全ての自治体では、定めている条例について「例規集」という形でホームページ上に公開されている。そこで、「秋田県の生涯学習」に掲載されている全ての博物館を対象に、それぞれの自治体の例規集から設置条例の調査を行い⁵⁾、設置主体別に、その管理運営主体が分かるよう表1に整理した。なお、管理運営主体については基本的に設置条例から判断し、設置条例から判断出来なかった博物館は各館のホームページなどから判断した。

表1 秋田県内の博物館とその管理運営主体

博物館法に基づく分類	設置主体	館数 (館)	うち管理運営主体		
			首長部局	教育委員会	指定管理者
登録博物館	県立	3	0	2	1
	市立	2	0	2	0
	町村立	2	0	2	0
	その他※	0			
	計	7	0	6	1
博物館相当施設	県立	2	0	1	1
	市立	1	0	1	0
	町村立	0	0	0	0
	その他※	1			
	計	4	0	2	1
博物館類似施設	県立	3	1	1	1
	市立	61	8	43	10
	町村立	13	2	9	2
	その他※	10			
	計	87	11	53	13
合計		98	11	61	15

※国、国立大学法人、社団法人、個人、設置主体不明など

その結果、平成 25 年 4 月 1 日現在、秋田県内には 98 館の博物館が存在し、その内訳は登録博物館が 7 館、博物館相当施設は 4 館、博物館類似施設が 87 館であった。うち、市町村立博物館は、登録博物館が 3 館、博物館相当施設が 1 館、博物館類似施設が 74 館の計 79 館であった。市町村立の登録博物館、博物館相当施設の管理運営主体は全て教育委員会であった。一方、市町村立の博物館類似施設は、教育委員会が管理運営しているケースが多いが、首長部局による管理や指定管理者による管理を導入しているケースも見受けられた。

3. 秋田県内の市町村立博物館の設置条例の分析

次に、秋田県内の市町村立博物館の設置条例について分析を試みた。その結果を表 2 に示す。施設単独で設置条例が定められている博物館は 79 館中 69 館であった。残りの 10 館は、博物館が公園内にあるため、都市公園条例や自然公園設置条例により施設の設置が定められている場合（6 館）、図書館に資料室が併設されているため図書館設置条例で設置が定められている場合（1 館）、設置条例が把握できない場合（3 館）、に分類された。これらの 10 館は全て博物館類似施設であった。

施設単独で設置条例が制定されている 69 館の設置条例の制定事項（表 2）は、おおむね「設置及び目的」「施設の名称及び位置」「所管及び職員・組織体制に関する事項」「休館日・開館時間等管理に関する事項」「入館料・使用料に関する事項」「施設使用の許可と制限に関する事項」「入館料・使用料の減免に関する事項」「博物館協議会に関する事項」「実施事業に関する事項」「損害賠償義務」「規則への委任」などで構成されていた。指定管理者による管理運営が行われている場合は、その事項も含まれていた。なお、「施設使用の許可と制限」については、入館を含め、館内の施設・設備などの使用の許可・制限を全て含んだものとして取り扱い、「博物館協議会に関する事項」については、博物館法に定める「博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる」役割だけでなく、地域住民の意見を反映させる手段としての運営協議会や審議会を含めたものとして取り扱った。「損害賠償義務」については、その対象を博物館の展示資料だけでなく、施設・設備を含めたものとして取り扱った。指定管理者による管理運営が定められている場合は、「指定管理者による管理」だけでなく、「指定管理者による業務」についても定められているかどうか整理をした。

博物館の設置の基本的な事項である「設置及び目的」「施設の名称及び位置」、より詳細な運営上のルールを別途規則に定める「規則への委任」については、全ての博物館において条例で制定されていた。「入館料・使用料に関する事項」については 60 館（87%）が、「入館料・使用料の減免に関する事項」については 55 館（80%）が、「使用の許可と制限に関する事項」については、49 館（71%）が条例で定めていた。また、「損害賠償義務」については 44 館（69%）が条例で定めていた。

博物館の運営に関する事項のうち、「所管及び職員・組織体制に関する事項」については、45 館（65%）が条例で定めていた。「博物館協議会に関する事項」については、条例で定めていたのは 34 館（50%）であった。一方、博物館設置の目的を達成するための「実施事業に関する事項」について条例で定めている博物館は 14 館（20%）にすぎなかった。

表 2 秋田県内の市町村立博物館の設置条例の分析

分析項目	市立博物館※				町村立博物館※				合計
	登録	相当	類似	計	登録	相当	類似	計	
博物館数	2	1	61	64	2	0	13	15	79
うち施設単独で設置条例が制定されている博物館数	2	1	51	54	2	0	13	15	69
設置条例における制定事項									
① 設置及び目的	2	1	51	54	2	0	13	15	69
②施設の名称及び位置	2	1	51	54	2	0	13	15	69
③規則への委任	2	1	51	54	2	0	13	15	69
④入館料・使用料に関する事項	2	1	44	47	2	0	11	13	60
⑤入館料・使用料の減免に関する事項	2	1	41	44	1	0	10	11	55
⑥施設使用の許可と制限に関する事項	1	1	39	41	1	0	7	8	49
⑦所管及び職員・組織体制に関する事項	0	1	33	34	2	0	9	11	45
⑧損害賠償義務	1	0	36	37	1	0	6	7	44
⑨博物館協議会に関する事項	2	1	25	28	2	0	4	6	34
⑩実施事業に関する事項	1	0	12	13	0	0	1	1	13
⑪休館日・開館時間等管理に関する事項	1	0	11	12	0	0	1	1	13
⑫指定管理者による管理	0	0	11	11	0	0	2	2	13
⑬指定管理者による業務	0	0	10	10	0	0	2	2	12

※「登録」「相当」「類似」は、それぞれ「登録博物館」「博物館相当施設」「博物館類似施設」を示す。

4. 市町村立博物館の廃止

前述した設置条例で制定されていた博物館のうち、秋田市内に設置され、秋田市が管理・運営を行っている雄和ふるさとセンター（以下、雄和センター）と河辺農林漁業資料館（以下、河辺資料館）について、平成 25 年 10 月 1 日付けで廃止する条例案が、秋田市議会平成 25 年 9 月定例会に上程され、全会一致で可決された⁶⁾。

設置条例では、雄和センターは「郷土の産業、文化、歴史および民俗に関する資料の収集、調査研究、保存、展示等を行うことにより、市民の文化の育成及び向上に資するため」、また河辺資料館は「郷土の農林漁業の文化、歴史および民俗に関する資料の収集、調査研究、保存、展示等を行うことにより、市民の文化の育成及び向上に資するため」に設置されており、設置はともに昭和 55 年であった。それぞれ、平成 17 年 1 月に秋田市に編入される前の旧雄和町、旧河辺町が設置し、秋田市が引き継いでいた博物館である。廃止の経緯と理由は表 3 に示すとおりである⁷⁾。廃止条例案は教育産業委員会（委員 9 名）に付託され、平成 25 年 9 月 19 日に開催された同委員会で審議が行われた。審議の概要は表 4 のとおりである⁸⁾。審議の結果、次の 2 意見が委員から出された後、廃止条例案は全員一致をもって可決すべきものと決定した。

【意見 1】雄和センター等の公共施設の廃止に当たっては、ファシリティマネジメントの視点で今後の利活用方法を考えること。

【意見 2】当該施設の廃止に伴い、収蔵資料を有効活用するためには、全庁的な取り組みが必要である。今後、むだな経費を支出することなく、早急に利活用方法を検討すること。

表 3 廃止の経緯と理由

博物館名	廃止の経緯と理由
雄和ふるさとセンター	旧雄和町に存在していた郷土資料館が河川改修により解体されることから、展示・収蔵資料を雄和ふるさとセンターに移動していた。未整理のまま収蔵され、休館が続く。合併後、開館を念頭に資料の整理を実施。開館には施設の改修と展示が必要であるが、多額の経費を要する上、資料展示施設では地理的に多くの利用者を望めないことから開館を断念し、条例を廃止する。施設は収蔵施設とし、特色ある資料は他施設での展示活用を検討する。
河辺農林漁業資料館	旧河辺町が民俗資料の展示室として開館。合併後も毎年 4 月から 11 月まで開館してきたが、来館者は多い年で年間約 400 人、少ない年は 200 人以下で利用が低迷している。職員の常駐は難しいと判断し、地域住民が施設管理を行う方法を模索したが町内会などによる引き受けは無く、平成 25 年 4 月から臨時休館としている。休館中でも資料調査や見学要望があれば職員が対応する旨、ホームページで周知したが、利用がないことから、条例を廃止する。施設は収蔵施設とし、資料調査等への対応はこれまでと同様に教育委員会が行う。

5. 考察

(1) 秋田県の市町村立博物館の設置条例の特徴

秋田県内の市町村立博物館の設置条例は、前述したように比較的シンプルな構成であった。主に第 1 条及び第 2 条に定められている「設置及び目的」に関する事項については、「郷土の発展」「郷土の学習」「地方文化の向上」を目的とした館が多かったほか、「教育」「交流」「後世に伝える」「地域の活性化」「美術の理解」「芸術の振興」「先人の理解」「自然及び命の大切さを学ぶ」など、その施設の収蔵資料、施設の運営、立地条件などの特徴を活かした目的を定めた館も見受けられた。

しかし、設置条例において博物館の目的を定めているにもかかわらず、その博物館における具体的な「実施事業」を条例で定めている市町村立博物館はわずか 14 館であった。すなわち、博物館の設置目的を達成するための具体的な実現手法を条例で定めている割合は、わずか 20%に過ぎなかった(表 2)。また、「設置及び目的」の条文中に「資料の収集」「調査研究」「保存」「展示」を行うなど、博物館法第 2 条に定める博物館の定義に関する事項を含めている博物館も散見された。博物館の設置条例は、例えば神奈川県平塚市博物館、千葉県野田市郷土博物館など、地域に密着し、活動が活発な市町村立博物館では、設置及び目的と併せ、目的を達成するための事業が明確に定められている⁹⁾。秋田県内の博物館は、その設置及び目的は全ての博物館で定められ、一部の博物館では一定の博物館法への配慮をみせながらも、設置の目的達成のための手法については条例上あまり考慮されていないことが明らかとなった。しかし、条例で定められていないが、その条例下の規則で実施事業を定めている可能性もあり、今後規則を含めた検討が必要である。

表 4 質疑の概要

議員の質疑	市当局の答弁
河辺資料館は今後どのような形で活用していくのか。収蔵物を教育的な観点から活用するための活動は考えていないのか。	見学や資料調査の要望には、3 日前に連絡いただければ職員が現地に行き対応する。学習面での活用は積極的な PR に努め、できれば小中学生に活用してもらいたいと考えている。
両施設とも収蔵資料は歴史的に貴重な資料が多いと思う。そのまま放置されると散逸などいろいろ懸念があるので十分気をつけていただきたい。	両施設とも市の指定文化財が収蔵されているので、管理について十分努め、よい状態で保ちたい。
両施設の耐震化はどうなっているのか。貴重な品が収蔵されているのであれば、しっかり保管するため耐震性を確保すべきと思うが、いかがか。	耐震診断は行っていない。昭和 55 年の施設であり、耐震化はなされていないと思う。耐震性については建物の状態を見ながら検討したい。貴重な収蔵品であれば他の施設での収蔵も考えている。
両施設を廃止することによるメリット、デメリットは何か。	これまで数万円の収入を上げるため 100 万円以上の人件費をかけており、その節約のメリットがある。展示資料の保管のほか、資料の積極的な PR が課題と思っている。
ディスティネーションキャンペーン ¹⁰⁾ の時期にあたり、市当局では貴重なものについていろいろな展示方法を考えながら集客を検討している。庁内で連携や関連性の話し合いはしているのか。観光施設として連携するのであれば、条例を廃止し、閉館するということの整合性はどうか。	観光連携、施設同士の連携の話し合いは行っている。この 2 施設は観光連携の対象となっていない。継続して開館したとしても、地理的状况から人を呼びにくいので、観光の一部としての活用は今のところ考えていない。
各地域審議会ではどのように審議され、どのような意見が出されたのか。	雄和の地域審議会では、展示場所としては問題があるので、別の場所で展示してほしいという話があった。河辺の地域審議会では、資料館の廃止はやむを得ないのでないかという話と伺っている。
今後、要望があればあけて見せるということであれば、宝の持ち腐れみたいなものだ。条例を廃止するのであれば、金足東小学校の油谷これくしょん ¹¹⁾ とリンクさせながらもう少し規模の大きい展示施設にしていく方が、長い年月をかけて収蔵してきたものが生きていくのでないか。また、同じようなものをあちこちに収蔵しておくなら、費用対効果を考えれば無駄ではないか。どこかに集約して展示することにより、両施設の別の利用のしかたも出てくるのではないか。	両施設の収蔵資料の中には、約 20 万点の油谷これくしょんと共通のものや関連性のあるものがあると思う。両施設で単独で展示しても難しいので、一緒に展示をすることも考えられるが、両施設についてこのような話し合いは行われていない。貴重な資料があるので、市のいろいろな施設で有効に資料展示し、皆さんにお見せするような形で活用したい。両施設は収蔵に重きを置き、廃止するという流れにしている。両施設について、機能を廃止した後の使い方は検討していかなければならない。油谷これくしょんを収蔵している金足東小学校は、スペースの問題等ですぐに収蔵するのは難しい。
他施設での展示も検討するということが、展示することに意義があるという解釈でよろしいか。	雄和センターの収蔵資料については、雄和地域の歴史にちなんだものがあることから、雄和市民サービスセンターで 2 月に展示を行うことで内諾を得ている。

「所管及び組織体制に関する事項」を定めている博物館は 45 館であった（表 2）。内訳は、設置条例で「必要な職員を置く」と定めている博物館は 19 館、「必要な職員を置くことができる」と定めている博物館は 18 館、「教育委員会が管理する」など、職員の配置に触れず、管理主体のみ定めている博物館は 8 館であった。従って、設置条例において、博物館に必要な職員を配置することを明確に定めている博物館は、69 館のうちわずか 19 館（28%）に過ぎなかった。さらに、「学芸員を置く」と条例に定めている博物館は皆無であった。「必要な職員を置くことができる」という条例文からは、「必要でなければ職員をおかなくてもよい」という解釈も可能である。博物館の設置目的を達成するために、積極的に事業を実施し、そのために必要な職員を積極的に配置するという前向きな姿勢は設置条例から見受けられなかった。

博物館法では、第 22 条において、「博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」ことが定められている。秋田県内の市町村立博物館では、約半分の 34 館で設置条例中に「博物館協議会に関する事項」が定められていた。この内訳をみると、全ての登録博物館・博物館相当施設では博物館協議会の設置が条例で定められており、逆に定められていないのは全て博物館類似施設であった。言い換えれば、秋田県内市町村の博物館類似施設の多くは、有識者や地域住民の意見を博物館に反映させる手段をもたないまま、運営されていることが明らかとなった。特に市町村立の博物館は、その地域特有の資料を有していることから、地域住民の視点での収集・保存・展示・活用が必須項目であり、さらに情報を得て共有し発信する観点からも、地域住民との接点は最も必要な要素である。資料収集や普及事業など、その地域の博物館活動の意義を理解し、かつ地域住民の認知度向上を図る上でも博物館協議会の存在は重要であり、協議会を設けていない博物館は、地域住民の視点からの乖離だけでなく、存在意義の低下にもつながっていると考えられる。

（２）設置条例と博物館の政策的位置づけ

条例は、行政活動の根拠を地域住民に明確に示したものであり、法的拘束力を持ち、実効性が求められる。一方、規則とは、地方自治体の首長が、その権限に属する事務について制定するものである。条例は必ず議会における審議があり、議決を経て施行されるが、規則は庁内における決裁と施行で済む。市町村立博物館の政策的位置づけの観点に立てば、設置条例の制定内容は、法的根拠が確立され、かつ実効性が求められるため、博物館の運営方針に大きく影響を与える。設置目的、設置目的を達成するための実施事業と管理運営・職員体制が明確に表現されている条例であれば、今後の安定した活動が一定期間は保証される。また、充実した表現の条例であれば、表現されていない条例と比較し、議会審議の過程で活発な議論が行われると思われ、議論を通じて多くの議員が、自治体が博物館を設置し活動することの意義や根拠を理解するところとなり、博物館への理解の観点からは有益と思われる。秋田県内の市町村立博物館は、現実的に管理運営が厳しく、活発に活動していない博物館も多い。そして多くの博物館は前述したように、目的達成のための事業や博物館協議会の設置など、条例の制定・表現内容が不十分な面がある。これは、博物館の

設立と運営という行政活動の根拠が揺らいでいる状態であるといえ、その厳しい局面をつくった一因が条例を制定した行政側にもあるといえるのではないかな。

また、市町村では一般的に地域づくりの指針である「総合計画」を定めているが、総合計画の中に定めた「文化財の保護と活用」「芸術・文化の振興」などの目標を達成する手段として博物館が求められていない¹²⁾。この一因に、博物館設置条例の制定内容の貧弱さがあると考えられる。博物館を通じた行政活動の意義や役割が条例で十分に定められていない故、「総合計画」において行政活動の根拠や指針を地域住民に示すことができない状況にあると考えられる。

（３）廃止の議論からみた地方の公立博物館の政策的位置づけと地域社会における役割

存在意義が低下した博物館の帰結が休館・閉館である。前述した閉館に至った博物館について、その常任委員会での議論を分析すると、住民の代表である議員側からは「資料の保存と活用」「集客への努力」「他施設の収蔵資料及び活用方法との連携や整合性」「閉館後の施設の利活用」などの懸念が示されている。一方行政側からは、「要望があれば対応する」「観光施設としての誘客や活用は考えていない」「資料の収蔵・保管とPRが課題である」「施設どうしが連携した展示の話し合いは行われていない」「廃止後の施設の使い方を検討する」など、これまでの博物館活動やこれからの資料の利活用について積極的な姿勢は見受けられない。これらの議論からは、両施設の設置条例に定められた「市民の文化の育成及び向上に資する」ための活動は、「資料の収蔵と展示」以外はほとんど行われなかったと推測される。また、両施設とも、博物館協議会の設置は条例で定められておらず、地域住民の意見を反映させる手段を持たなかった。それぞれの施設の地域の審議会で、資料展示を継続する要望は出されたものの、資料館の廃止はやむを得ないという意見が出されていることから、地域住民と博物館や収蔵資料の間に距離があり、かつ地域住民が博物館を単なる資料の収蔵・展示施設といった認識でとらえていたと推測される。博物館がその地域社会において身近な存在で、かつ「市民の文化の育成及び向上」に貢献できる施設ではなかったといえる。

常任委員会では、閉館に伴う収蔵資料の活用が議論されている。博物館では一般的に「この施設にはこういう資料があります」など、資料の名称や形態などをそのまま広報しても、即誘客に結びつけるのは困難である。それらの資料が希少価値や学術的価値を有していても、地域住民や博物館利用者がその価値を認め共有し、地域住民の日常生活を含めた様々な場面で利活用できるしくみが構築されていないからである。今回の博物館の廃止事例からは、これまでの歩みの中で収蔵資料を理解し、資料の新たな価値を地域住民とともに創出し、地域社会や地域住民がその価値を共有し、利活用するしくみは構築されなかった。また、学校教育や観光振興などの観点から、その資料の価値を見だし、活用する具体的な仕組みについても検討されることはなかった。市の指定文化財も含まれている収蔵資料であるが、その地域社会において資料の「お蔵入り」が懸念される。

その一方で秋田市では、廃止された博物館の収蔵資料の種類が一部重複していると思われる油谷これくしょんの寄付を受け入れ、廃校になった小学校を改修し、収蔵・展示等を行う活用が図られている。市内の博物館に収蔵されている資料の価値を判断・評価し、利

活用することなく、第三者が集めた民具のコレクションとその価値を行政が評価し受け入れ、活用するに至った事例といえる。表 4 に示した議員の質疑や常任委員会での意見にあるように、収蔵や資料の集約・利活用という博物館事業の効率化の観点からは明らかに矛盾することである。廃止された博物館の収蔵資料と油谷コレクションについて、今後地域社会のなかでどのように連携し利活用されていくのか、注視していく必要がある。

6. おわりに

地域の活力の維持に地域資源と地域の人材を活用する取り組みが全国で行われている。市町村立の博物館は、地域住民が活用できる空間があり、その地域ならではの資料があり、情報が集まる。博物館には地域的課題を解決し、その自治体の地域づくりのために貢献できる潜在的能力がある。しかしながら、その潜在的な能力を有していることを理解している行政関係者や地域住民は少ない。また、収蔵・展示資料の様々な価値を地域住民とともに創出し、教育や観光振興、まちづくりや地域活性化など、様々な場面で利活用する意義を理解している行政関係者や地域住民も少ない。前述した廃止の事例では、常任委員会では「全庁的な取り組み」を求める意見が出されており、自治体として総合的に博物館や収蔵資料を活用することが求められていると判断できる。研究者や都道府県レベルでの行政関係者が、博物館がその潜在的能力を有していること、そして、地域住民の視点で今一度博物館の使命や条例を確認する必要があることを、首長や実務担当者、地域住民に対し、様々な機会を利用して啓発していくことが必要と考えられる。併せて、その地域ならではの資料の価値を創出し、地域社会の中で活かし、後世に伝えていく取り組みが必要である。

注記及び引用・参考文献

- 1) 秋田市では、「秋田市雄和ふるさとセンター」「秋田市河辺農林漁業資料館」の博物館を廃止する条例が平成 25 年 9 月定例会に上程され、可決された。(あきた市議会だより No.152、2013 年 11 月 1 日発行)
- 2) 薄井伯征『公立博物館の政策的位置づけに関する一考察』日本生涯教育学会論集 34、2013、pp.3-12
- 3) 前掲書 2
- 4) 前掲書 2
- 5) 以下の各自治体のサイトを参照した。なお、参照日は全て 2013 年 11 月 17 日である。
鹿角市(<http://www.city.kazuno.akita.jp/>)、大館市(<http://www.city.odate.akita.jp/>)、北秋田市(<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>)、能代市(<http://www.city.noshiro.lg.jp/>)、男鹿市(<http://www.city.oga.akita.jp/>)、潟上市(<http://www.city.katagami.akita.jp/>)、秋田市(<http://www.city.akita.akita.jp/>)、由利本荘市(<http://www.city.yurihonjo.akita.jp/>)、にかほ市(<http://www.city.nikaho.akita.jp/>)、大仙市(<http://www.city.daisen.akita.jp/>)、仙北市(<http://www.city.semboku.akita.jp/>)、横手市(<http://www.city.yokote.lg.jp/>)、湯沢市(<http://www.city-yuzawa.jp/>)、小坂町(<http://www.town.kosaka.akita.jp/>)、上小阿仁村(<http://www.vill.kamikoani.akita.jp/>)、藤里町(<http://www.town.fujisato.akita.jp/>)、八峰町(<http://www.town.happou.akita.jp/>)、三種町(<http://www.town.mitane.akita.jp/>)、五城目町(<http://www.cs.town.gojome.akita.jp/>)、八郎潟町([-21-](http://www.town.</div><div data-bbox=)

hachirogata.akita.jp/)、井川町(<http://www.town.ikawa.akita.jp/>)、大潟村(<http://www.ogata.or.jp/>)、美郷町(<http://www.town.misato.akita.jp/>)、羽後町(<http://www.town.ugo.lg.jp/>)、東成瀬村(<http://www.higashinaruse.com/>)

6) 秋田市議会平成 25 年 9 月教育産業委員会会議録(会議日：平成 25 年 9 月 19 日、http://gikai.city.akita.akita.jp/kaigiroku/read_main.phtml?name=03%8B%B3%88%E7%8EY%8B%C6%88%CF%88%F5%89%EF%81%40%95%BD%90%AC%82Q%82T%94N%81%40%82X%8C%8E&wareki=%95%BD%90%AC25%94N)、2014 年 4 月 25 日参照。

7) 前掲 6、2014 年 4 月 25 日参照。

8) 前掲 6、2014 年 4 月 25 日参照。

9) 平塚市の例規集 (<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>)、野田市の例規集 (<https://www.city.noda.chiba.jp/>) を参照した。参照日はいずれも 2014 年 4 月 25 日。

10) 秋田県・県内市町村と J R グループが 2013 年 10 月から 12 月まで実施した大型観光キャンペーン。

11) 秋田県横手市出身、秋田市在住の油谷満夫氏が生活用品など 60 年以上かけて集めた約 50 万点のコレクションうち、明治～昭和時代の民具等約 20 万点について、秋田市の情報発信に役立ててほしいという主旨で平成 24 年 3 月に秋田市に寄附が行われた。秋田市では、廃校になった小学校校舎を活用し、コレクションを収蔵・展示している。

12) 前掲書 2